

所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の 1 から 3 のいずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10 万円を超える場合は 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円を超える場合は 10 万円)) - 10 万円